

答 申 第 89 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和7年2月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関は本件審査請求の対象となった公文書のうち、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除き、開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和6年3月5日付けで三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）に基づき行った「建設残土にかかる書類 荷揚実績（令和5年10月～令和6年1月）、土砂等発生元証明書（令和2年6月～8月分）、土砂等搬入届（令和2年7月分）」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が令和6年3月12日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるというものである。

3 本件対象公文書について

本件審査請求の対象となっている公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、三重県港湾施設管理条例に基づき、県有港湾施設を土砂仮置き場として使用することについて実施機関から許可を受けた法人（以下「本件法人」という。）が実施機関へ提出した荷揚実績、土砂等発生元証明書及び土砂等搬入届である。

4 本決定の一部取消しについて

実施機関は、審査請求を受けて再検討を行った結果、本件対象公文書のうち土砂等搬入届に記載された特定事業に係る区分及び場所欄の場所について、令和6年11月19日に、本来であれば市町村名まで開示するところ、市町村名まで非開示にしていた土砂等搬入届があったことから、本決定の一部取消しを行っている。

したがって当審査会では、本件対象公文書のうち令和6年11月19日に開示した部分を除く情報（以下「本件非開示情報」という。）を非開示とした判断について審議を行うこととする。

5 審査請求の理由

審査請求書、意見書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

出荷元の事業者名と船名を開示しない理由は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるためとしているが全く理解できない。

土砂等発生元証明書には黒塗りの部分が多いが、工事現場に掲げられている標識には施主名、工事請負会社名、現場責任者の氏名、下請協力会社名、工期等が詳しく記載されており、この表示によって地域生活者は安心し、問題が発生すれば連絡して対応して

もらえる。しかし、本件対象公文書では、電話番号や土の発生元などを公にすると営業に差支えがあるという業者からの苦情を理由に非開示にしている。

土砂等搬入届の特定事業に係る区分及び場所欄の場所の非開示には、非開示にしなければならない秘密が隠されていると思う。もしかしたら、PFAS という癌を発生させる新しい物質が、運ばれてくる改良土や建設残土に含まれているかもしれない。

非開示とする理由は根本的に間違っており、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは業者の一方的な論理である。それよりも情報が公開されることによって、国民や地域住民が利益を得る方が公益性は高い。

6 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

本件対象公文書は、全て尾鷲港野積場を土砂置き場として使用する業者より提出されたものである。

非開示として決定した部分は、条例第7条第2号及び第3号に規定する、公にすることにより、当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあること、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものに該当する。

また、今回非開示にした内容の一部は、過去に同様の開示請求があった際に開示された内容もあったが、本件対象公文書を提出した本件法人から、過去に取引先の情報が開示されたことにより、取引先事業者之苦情が寄せられ、本件法人と取引先事業者との信頼関係に影響が及び、本件法人が営業上甚大な被害を受けたことを理由に公開を拒否する旨の回答があったことから、本請求においては事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断し、条例第7条第3号に該当すると考える。

7 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列举した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 条例第7条第3号（法人情報）の意義について

本号は、自由主義経済においては、法人等の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、開示することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められるものが記録されている公文書

は、非開示とすることができるものと定めたものである。

しかしながら、法人等に関する情報であっても、事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護し、又は違法若しくは不当な事業活動によって生ずる影響から県民等の生活又は環境を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及びこれらに準ずる情報で公益上公にすることが必要であると認められるものは、ただし書により、開示が義務づけられることになる。

(3) 条例第7条第3号（法人情報）の該当性について

本件対象公文書のうち、実施機関が本決定において本号に該当するとして非開示とした情報は以下のとおりである。

- ・ 荷揚実績に記載された出荷元事業所の名称及び土砂を運搬する船名
- ・ 土砂等発生元証明書に記載された事業者名が特定される情報（特定事業を行う事業者名、発生元事業者の事業者名、住所、代表者名、代表者印、電話番号、FAX番号、工事名、工事施工場所及び発注者、発生土砂等運搬契約者の住所及び事業者名並びに発生土砂等埋立事業者名欄の一時たい積特定事業場の住所及び事業者名並びに埋立て等の事業場の住所及び事業者名）
- ・ 土砂等搬入届に記載された事業者名が特定される情報（届出者の住所、事業者名、代表者名、代表者印、電話番号及び担当者名並びに特定事業についての土砂等発生場所、発生元事業者名及び電話番号、工事名、土砂運搬事業者名並びに特定事業に係る場所）

ア 荷揚実績に記載された出荷元事業所の名称及び土砂を運搬する船名の該当性について

まず、荷揚実績に記載された出荷元事業所の名称及び土砂を運搬する船名について、本号該当性を検討する。

当該情報は、本件法人が自らの営業活動によって開拓した商取引相手であって、商業上重要な顧客情報及びその関連情報であると解される。したがって、これら法人の経営に関わる当該情報を開示した場合、競合他社等が容易に本件法人の顧客情報を入手することが可能となり、対抗的な事業活動が行われるおそれがあると認められる。

また、実施機関の説明によると、過去に本件法人に対して開示請求にかかる任意的意見照会を行ったところ、開示を拒否する旨の回答があり、その理由として、過去に本件法人にかかる当該情報が開示されたことにより、取引先事業者に苦情が寄せられ、本件法人と取引先事業者との信頼関係に影響が及び、本件法人が営業上甚大な被害を受けたためであるとのことである。

以上のことから、当該情報は開示することで本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、本号本文に該当すると認められる。また、同号ただし書のいずれにも該当するとも認められない。

したがって、当該情報を非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

イ 土砂等発生元証明書及び土砂等搬入届に記載された事業者名が特定される情報の該当性について

次に、土砂等発生元証明書及び土砂等搬入届に記載された事業者名が特定される情報について、本号該当性を検討する。

当該情報は、本件法人が、参考資料として提出した土砂等発生元証明書及び土砂等搬入届であり、他の法人が他県に提出した書類の写しであると考えられる。

実施機関の説明によると、過去の答申では荷揚実績の出荷元事業所名等は取引先情報にあたり非開示としており、本決定においては土砂等発生元証明書及び土砂等搬入届に記載された事業者名についても同様に非開示と判断している。また、土砂等発生元証明書及び土砂等搬入届に記載された工事名等からも事業者名が特定されるため、事業者が特定され得る情報は全て非開示にしているとのことであった。

当審査会で調査したところ、三重県では、三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下「三重県土砂条例」という。）を制定し、必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図っているところであるが、この三重県土砂条例に基づき提出された土砂等発生元証明書等については、関係書類の閲覧制度が設けられており、工事施工期間内であれば一般への閲覧が可能な書類となっている。このような工事等の埋立て等の規制は、本県以外にも複数の自治体で条例化されており、他県の收受印が押印されていること、特定事業の場所及び様式中の根拠条項の相違から、今回提出された書類は三重県土砂条例に基づき作成されたものではないと考えられるが、收受印の押印された他県の土砂等の埋立て等を規制する条例においても、事業が施工されている間は現場事務所において地域住民や利害関係を有する者への閲覧制度が定められていることが確認できた。

これらの書類を閲覧できる期間は施工期間中に限定されてはいるものの、その後の開示に際し、それまで閲覧に供されていた事業者名等が、期間経過を理由に非開示にしなければ当該事業者の正当な利益を害する情報であるとまでは認められない。

また、当審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、土砂等発生元証明書及び土砂等搬入届に記載された事業者は、いずれも荷揚実績の出荷元として記載された事業者とは異なることが確認された。荷揚実績の出荷元の事業者とは異なるのであれば、アで判断した荷揚実績の出荷元の事業所名等を非開示とすれば、本件法人の顧客情報及びその関連情報として非開示とする必要があるとまでも認められない。

これらのことから、土砂等発生元証明書及び土砂等搬入届については、記載された事業者名が特定される情報を開示することにより法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。

したがって、当該情報は、本号本文に規定する非開示情報に該当せず、非開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

(4) 条例第7条第2号（個人に関する情報）の意義について

個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るものについて、条例第7条第2号は、一定の場合を除き非開示情報としている。これは、個人に関するプライバシー

等の人権保護を最大限に図ろうとする趣旨であり、プライバシー保護のために非開示とすることができる情報として、個人の識別が可能な情報（個人識別情報）を定めたものである。

しかし、形式的に個人の識別が可能であれば全て非開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を越えて非開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。そこで、条例は、個人識別情報を原則非開示とした上で、本号ただし書により、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきもの等については、開示しなければならないこととしている。

(5) 条例第7条第2号（個人に関する情報）の該当性について

実施機関が、本決定において本号に該当するとして非開示とした情報は、本件対象公文書のうち、土砂等発生元証明書に記載された担当者及び現場責任者の氏名、印影及び携帯電話番号並びに土砂等搬入届に記載された担当者の氏名である。当該情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得ることになる個人に関する情報であり、本号本文に該当すると認められる。

審査請求人は、現場責任者の氏名等は工事現場の標識で公開されているので開示すべきと主張している。

このことについて、当審査会で調査したところ、確かに、建設工事現場の標識は建設業法等により掲示が義務づけられ、掲示する標識には主任技術者らの氏名を記載するように規定されているが、本件の証明書に記載された担当者及び現場責任者については、建設業法等で掲示が義務づけられた標識に記載される職とは異なるものであった。

また、(3)イで述べたように、当該書類が他県条例に基づき過去に閲覧ができた可能性は否定できないが、三重県土砂条例のような一般への閲覧制度はなく、これらの書類の閲覧は提出された県外の特定事業の現場事務所において施工期間中に限定されたものであるとともに、請求時点で当該書類に記載された許可期間から3年以上が経過し、既に閲覧することができないことから、請求時点で「公にされている情報」とはいえず、審査請求人の主張は採用できない。

一方で、当審査会で対象公文書を見分したところ、土砂等搬入届の担当者欄に記載された氏名については、届出法人の代表者の氏名が記載されていることが確認された。

法人の代表者名であるならば商業登記簿に記載され、閲覧が可能であることから、法令の規定により公にされている情報に該当する。

したがって、土砂等発生元証明書に記載された担当者及び現場責任者の氏名、印影及び携帯電話番号は本号ただし書イに該当するとは認められず、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当であるが、土砂等搬入届に記載された担当者の氏名については、同号ただし書イに該当すると認められ、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

なお、実施機関は、当該欄の記載については本号に該当するとともに届出事業者の取引先が特定される情報として条例第7条第3号（法人情報）にも該当すると主張して

いるが、(3)イで判断したとおり、条例第7条第3号にも該当しない。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

よって、主文のとおり答申する。

8 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 6 . 7 . 3 0	・ 諮問書の受理
R 6 . 8 . 3 0	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 6 . 9 . 5	・ 審査請求人から意見書の受理
R 6 . 1 0 . 2 9	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和6年度第7回第2部会)
R 6 . 1 1 . 2 8	・ 審議 (令和6年度第8回第2部会)
R 6 . 1 2 . 2 5	・ 審議 (令和6年度第9回第2部会)
R 7 . 1 . 2 3	・ 審議 (令和6年度第10回第2部会)
R 7 . 2 . 1 9	・ 審議 ・ 答申 (令和6年度第11回第2部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
※会 長 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
会長職務代理者 (第一部会部会長)	川 本 一 子	弁護士
委 員	須 川 忠 輝	三重大学人文学部准教授
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
※委 員	小 川 友 香	税理士
※委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
※委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。